

発議案第5号

「子ども・子育て新システムの基本制度案に基づく要綱」に基づく保育  
制度に反対する意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1  
項の規定により提出します。

平成23年3月4日

八千代市議会

議長 林 利彦 様

提出者	八千代市議会議員	小林 恵美子	㊞
賛成者	八千代市議会議員	堀口 明子	㊞
	同	中村 健敏	㊞

## 提案理由

質の高い保育を確保するため、国に対し、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度ではなく、児童福祉法第2条及び第24条により国及び市町村の保育の実施が明確に義務づけられている公的保育制度を堅持、拡充することなどを強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

「子ども・子育て新システムの基本制度案に基づく要綱」に基づく保育  
制度に反対する意見書

国においては、平成22年6月29日に少子化対策会議において「子ども・子育て新システム基本制度案要綱」を決定し、今後、詳細な検討を行い平成25年度から新制度の施行を目指すものとしている。

この新システムは、保育所入所を市町村の関与のもと、保護者の間の公的保育契約制度にするとともに民間企業を含む多様な事業に参入を促進するために、指定制度を導入するものであり、まさに、保育を産業化させようとするものである。

市町村の認定による保育サービス受給権に基づき、保育所を探し、保育所と契約を結ぶのは保護者に自己責任となること、保護者は市町村に認定された保育上限量の範囲内で保育所を利用し、これを越えた保育所の利用は応益負担となること、市場原理の導入により保育所が利益追求の場になるおそれがあること等から、保護者の負担は増大し、家庭の経済的理由から保育所を利用できなくなる事態を生じること懸念される。

よって、国においては、質の高い保育を確保するため、次の事項に配慮するよう要請する。

記

1. 国及び市町村の公的責任を大きく後退させる「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度ではなく、児童福祉法第2条及び第24条により、国及び市町村の保育の実施が明確に義務づけられている公的保育制度を堅持、拡充すること。
2. 国の責任において緊急に認可保育所を整備し、待機児童の解消を図ること。
3. 規制緩和や待機児童解消の名のもとに、児童福祉施設最低基準を後退させないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月23日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様  
厚生労働大臣様